

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和6年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第26号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正
する規則

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

第1条の見出し中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条中「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改め、同条第1号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第2号中「婦人保護施設において」を「女性自立支援施設において、」に改め、同条第3号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、「建物が」及び「により」の次に「、」を加える。

第2条中「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第14条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第376号）」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準第18条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（令和5年厚生労働省告示第110号）」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。